平成２４年3月１６日

公的年金等担保融資の運用の改善を求める意見書

内閣総理大臣　　野田　佳彦　殿

財　務　大　臣　　安住　　淳　殿

厚生労働大臣　　小宮山洋子　殿

株式会社日本政策金融公庫

　代表取締役総裁　安居　祥策　殿

群　馬　司　法　書　士　会

　会　長　　岡　住　貞　宏

群馬司法書士政治連盟

　会　長　　齊　藤　恭　司

群馬青年司法書士協議会

　幹事長　　岡　田　直　彦

１　意見の趣旨

株式会社日本政策金融公庫が行う恩給・年金担保融資について、次のとおり運用の改善を求めます。

１．毎回の年金支給額の全額を株式会社日本政策金融公庫が受け取ることによって返済に充当する満額返済を廃止し、返済額の上限を１回の年金額の２分の１以下とすること

２．返済期間中に生活困窮となった利用者に対しては、１回あたりの返済額の変更等の条件変更の制度を設けること

２　意見の理由

公的年金等担保融資について、現在、国民年金、厚生年金等については独立行政法人福祉医療機構法（以下「福祉医療機構法」という。）第３条第２項及び第１２条第１項１２号、１３号に基づき独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）が、恩給、共済年金等については株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（以下「恩給担保法」という。）に基づき株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が実施しているところです。

このうち、機構が行う年金担保融資については、機構の前身である年金福祉事業団により実施されていた時代から、数度にわたる運用の改善がなされており、毎回の年金受給額の全額を返済に充当する満額返済が廃止され、現在では、返済額の上限も１回の年金受給額の２分の１以下とされています。そして、返済期間中に生活困窮となった利用者に対しては、１回あたりの返済額についての条件変更の制度も新設されています。また、同一の年金で既往の借入金残高がある場合には、追加の借入はできず全額返済した後に再度の借入申込を行うこととなっています。さらに、生活保護受給者に関しては、生活保護実施機関との連携によって審査時に生活保護受給者であるか否かの確認を行うことにより、生活保護受給者の年金担保融資の借入が制限されています（平成１８年３月３０日厚生労働省「生活保護行政を適正に運営するための手引」）。

これに対して、公庫が行う恩給・年金担保融資については、これまで何らの改善もなされておらず、返済についても毎回の年金支給額の全額を公庫が受け取ることによって返済に充当する満額返済の方法しか認められていません。さらに、満額返済しか認められていないことにより、返済期間中にいかに生活困窮に陥ろうとも返済額についての条件変更も認められていません。この反面、既往借入金残高があっても追加の借入ができるため、年金担保融

資の利用者に対しては原則として生活保護を適用しないとされていること（前記厚生労働省手引）とも相俟って、生活困窮に陥った利用者は必然的に追加借入をせざるを得ず、結果、いつまでも借入金残高は減らず、金利だけを公庫が吸い上げることになってしまっています。

これについて、公庫の説明によれば、公庫が行う恩給・年金担保融資は恩給担保法の規定に基づき実施されているところであり、同法第３条により公庫以外の者が年金の支払いを受けることができないことをもって、満額返済しか認めないことの根拠としています。しかしながら、機構が行う年金担保融資についても福祉医療機構法第２８条により、恩給担保法第３条から第９条までを準用しており、恩給担保法第３条の規定は機構が行う年金担保融資にも妥当するものであるはずです。機構は、恩給担保法第３条の趣旨に反しないとの法解釈により上記取り扱いをしていることからしても、公庫が行う恩給・年金担保融資についても同様の取り扱いとすることは可能なはずであり、恩給担保法第３条の規定をもって公庫が満額返済しか認めないことの理由とはなり得ません。

年金受給者にとっては、年金それ自体が唯一の収入であることが多く、安定した生活を送るために欠くべからざるものとなっています。このことは、機構が融資の対象としている国民年金・厚生年金受給者であっても、公庫が融資の対象としている共済年金受給者であっても、何ら変わるものではありません。にもかかわらず、機構が行う年金担保融資について度々その改善が図られてきた一方で、公庫が行う恩給・年金担保融資についてこれまで何らの対策もされてこなかったことについては、政府・国会の対応として平仄を欠いた措置であると断ぜざるを得ません。

なお、行政刷新会議の事業仕分けにおいて、年金を担保に貸し付ける仕組み自体が問題であり、モラルに反するなどとして、機構の行う年金担保融資については、事業の廃止との評価結果が出されているところです。当会とし

ても年金担保融資そのものを廃止することに何らの異論はありませんし、むしろ早急に廃止すべきものと考えます。事業仕分けでは、機構が行う年金担保融資のみが俎上に上げられましたが、公庫が行う恩給・年金担保融資についても同様に廃止すべきものと考えます。

しかしながら、現在も融資利用者がいる以上、即時に公的年金等担保融資を廃止することは現実に困難であり、移行期間が必要とされることも理解できます。一方で、公庫が行っている恩給・年金担保融資によって、満額返済を強要され、生活の基盤たる年金受給権を完全に奪い取られ、ために少なからずの年金受給者が困窮した生活から抜け出せず、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利すら脅かされている現状があります。このような現状について、これを放置することは許されず、速やかに改善する必要があることは言うまでもありません。

したがって、公的年金等担保融資を利用する年金受給者の生存権を守り、年金受給者の生活、福祉の安定、維持、向上を図るため、公的年金等担保融資が廃止されるまでの当面の措置として、公庫が行う恩給・年金担保融資について、頭書記載のとおりの運用の改善を求める次第です。

以　上